平成２１年（フ）第１０５号
静岡県富士宮市豊町13番３号
債務者　望月　万紀
1　決定年月日時　平成21年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１１０号
静岡県富士市三ツ沢237番地の１　フレグランスフジタ102、住民票上の前住所静岡県富士市天間1288番地の５
債務者　佐藤　広美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月５日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２９０８号
札幌市東区北丘珠５条４丁目732番39号
破産者　北海道パレット販売株式会社
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１３０号
金沢市元町２丁目19番12号
破産者　株式会社山村組
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成１８年（フ）第３３５号
三重県松阪市嬉野中川町777番地１
破産者　株式会社叶組
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８４号
岡山市南区福富中２丁目２番１号　西原アパート３号
破産者　西田　利夫
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１７５号
青森県八戸市吹上３丁目５番25号
破産者　株式会社ラルジュ
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２０年（フ）第２１８号
新潟県長岡市越路中沢1106番地
破産者　長谷川光男
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成１８年（フ）第５４４号
長野県長野市大字西尾張部字若宮北200番地２号
破産者　柳澤印刷株式会社
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２６９７号
福岡市博多区千代５丁目４番３号
破産者　有限会社エム・アンド・エム
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成１９年（フ）第３３４３号
福岡市博多区那珂５丁目９番28号
破産者　日本印刷株式会社
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１１２０号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕264番地、開始決定時の住所兵庫県川西市萩原台西３丁目326番地
破産者　和田　政子
1　決定年月日　平成21年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第２３号
京都府福知山市三和町大原714番地
破産者　森下　美治
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２０年（フ）第８２号
京都府福知山市字長田2165番地の９
破産者　片山　和男
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２０年（フ）第３２８１号
大阪府箕面市箕面８丁目14番15号
破産者　芝原　修一
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３２８２号
大阪市住吉区帝塚山西４丁目９番４号
破産者　菅野　誠介
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１４１６号
広島県東広島市八本松南３丁目11番２号
破産者　小池　正昭
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２１４６号
広島市南区宇品神田２丁目17番８―313号
破産者　小山　安則
1　決定年月日　平成21年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部